

意見書案第 2 号

平成 29 年 3 月 17 日提出

提出者 松山市議会議員 清 水 宣 郎  
大 塚 啓 史  
岡 雄 也  
吉 富 健 一  
松 本 博 和  
角 田 敏 郎  
渡 部 克 彦  
若 江 進  
猪 野 由紀久  
丹生谷 利 和  
森 岡 功  
宇 野 浩

平成 29 年 3 月 17 日 原案可決

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書について

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書を次のとおり提出する。

#### 記

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入等を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成 8 年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきた。しかし、平成 25 年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約 3, 000 者、違反行為件数は年 1, 740 件、苦情件数は年 4, 864 件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、指定給水装置工事事業者の指定についてのみ定められているが、指定の有効期間がなく、指定工事事業者の廃止、休止等の状況が把握されにくいことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には、水道事業者による指導・監督等

が困難になっていることが指摘されている。

よって、水道利用者の安心・安全のためには、管路の更新・耐震化等継続的なメンテナンスを確保する必要があることから、指定工事事業者を巡るトラブルの防止や指定後の実態を把握し、指定工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定に有効期間を設ける更新制を導入することを強く求める。

#### 記

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化等を通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

厚 生 労 働 大 臣